

モレリ事件とフランス改革教会

石引 正志

<要旨>

ジャン・モレリはフランス宗教改革史上、カルヴァンとジュネーブの指導下に成立したフランス改革教会の長老会議制度に異議を唱え、会衆制的教会制度を提唱し、その結果「モレリ事件」を引き起こした人物として知られている。同時代人からはデモクラシーの擁護者として非難され、のちには会衆制のさきがけとみなされた。彼の生涯も「モレリ事件」もこれまでわが国では紹介されることがほとんどなかったので新史料に基づくフィリップ・ドゥニとジャン・ロットの研究に因りつつこれらを紹介し、民主主義、会衆主義の評価が必ずしも妥当でないことを示す。また当時のフランスで少なからざる支持者を得た理由を問い、告白教会的色彩の強いフランスのプロテスタント教会の特別な状況、またユグノー派貴族の政治行動、意識を見ると、ジュネーブ流の教会運営は違和感を与えたことがわかる。一方迫害や宗教戦争により改革教会は存亡の危機に瀕しており、長老会や教会会議の権威を強めることによってこれを切り抜けようとしていた改革教会指導者にとっては、モレリの考えは混乱と分裂をまねく危険極まりないものと見えたのである。

キーワード：ジャン・モレリ、フランス改革教会、長老主義、会衆主義

Keywords: Jean Morély, Reformed Church in France, Presbyterianism, Congregationalism

はじめに

1562年春に出版されたジャン・モレリの一書「キリスト教教会制度論」¹⁾は、それより3年前に誕生したばかりのフランス改革教会を10年間に及ぶ内部論争に引き込んだ。この間に開かれた数度の全国教会会議ごとに断罪されながら、最後までこれを支持する者が現れ、最終的には1572年の「サン＝バルテルミーの虐殺」によって支持者が多数失われ、モレリ自身も外国への亡命を余儀なくされることにより、この論争は終焉した。わが国では、言及されることの少ない²⁾モレリ事件、ジャン・モレリの人と思想をジャン・ロットとフィリップ・ドゥニの最近の研究³⁾に基づいて紹介したのちに、その意義を考えてみたい。

第1章 モレリ事件はどのように見られてきたか

1562年にオルレアンで開催されたフランス改革教会の全国教会会議（全国シノッド）はモレリの書を断罪して二つの理由を挙げている。第1に神の言葉に基礎付けられていないので誤っている、第2に本書で提案された制度は教会の混乱と消滅を招く恐れがあり危険であると。1563年9月のジュネーブ市会による判断も、この後に続く全国シノッドもほぼ同じ言葉を繰り返している⁴⁾。これらがモレリの主張として問題とした内容はいずれも短く、紋切り型である。すなわち「(教会の) 民は教会の制度と秩序に関することは何でも知っている。教義や風紀についてただ民だけが決定でき、長老会は、何も決定できず、この民に報告するだけであると彼(モレリ)は述べている」と⁵⁾。

モレリの書の内容を紹介しつつ批判したものはほとんどなく、唯一の例外は1566年教会会議の要請を受けてシャンディユによって書かれた書物である⁶⁾。教会員全員が多数決で自らを治める別の秩序をモレリは求めているとシャンディユは見ている⁷⁾。また終始激しくモレリに対決したのはジュネーブ教会のベザであるが、彼はチューリヒの宗教改革者ブリンガー宛の手紙で「ある狂信者が教会から貴族主義を捨てて、デモクラシーを、いやむしろオクロクラシー（群衆政治）を導入しようとしている。彼はすでに弱い者たちを自らの見解に引き込んだ」と書いている⁸⁾。

長老会を無視してすべてを教会の民の統治にゆだねようとする民主主義者というベザらによって付与されたイメージはベザの死後もさまざまな人によって受け継がれた。17世紀にモレリの名の出ている本は6冊あるがその中で反モレリでない唯一の書を書いたのはフランス出身でクロムウェルを支持した会衆主義者ルイ・デュ・ムランであった⁹⁾。

18世紀のJ. J. ルソーはモレリの本を読んでいなかったが彼に好意的であった。それはモレリの本がルソーの本と同じくジュネーブ政府によって焼却されたからであって、民主主義的要素のせいではなかった¹⁰⁾。

19世紀に入り彼の書物をきちんと読んだ上で理解を試みる論文が二つ、それぞれスイスとストラスブールの神学部の学位論文として書かれている¹¹⁾。またアーク兄弟の「フランス・プロテスタント」(1857年)¹²⁾や「宗教学百科事典」(1880年)¹³⁾のような事典のなかで、詳しく紹介がなされた。これらに共通しているのは、いずれもモレリの「民主的」要素を欠陥と見るのではなく、積極的に評価する点で、それ以前の時代と比べて新しいことであった。たとえばアークは「ファナティックなデモクラット（モレリ）がジュネーブ教権主義の犠牲となった」と見た¹⁴⁾。

20世紀に入りE・レオナルは「プロテスタント全史」の中で、モレリをデモクラットとしてではなく、Congregationalism（会衆主義）の代表者として捉えた¹⁵⁾。モレリ事件についてジュネーブの史料によって最も詳しく事実経過を書いたキングダムは同じく会衆主義の線で彼を理解した¹⁶⁾。民主主義者、会衆主義者モレリという二つの従来のイメージが実際にあたっているかを新発見の史料も含めて詳細に検討し修正を加えたのが

ドゥニであり、新史料によって伝記的事実を確定したのがロットであった¹⁷⁾。主にこの二人の著書に拠りつつ、モレリとフランス改革教会指導者の対立が何であったのかを跡付けてみたい。

第2章 モレリの生涯とモレリ事件の経過¹⁸⁾

1. 宗教改革者との接触まで

ジャン・モレリは1524年ごろ、パリに生まれた。父親はフランス王フランソワ1世の侍医の一人であり、母親はパリ高等法院検事の娘という経済的にも恵まれた環境に育った。多くの貴族や高位の人々と関係が深く、これが後の論争の中で彼の支えとなっている。父は子にしっかりした人文主義的教育を与えるためにボルドー、さらにスイス各地で勉学を続けさせた。スイス滞在時（1545～47年）に宗教改革者ファレル、ヴィレ、カルヴァンらの影響下に新教への回心があったと思われるが詳しいことを示す史料はまったくない。1549年にはヴィッテンベルクに赴いてメランヒトンの教えを受けた。その後パリに戻り、1553年には一時イングランドにも滞在している。アンリ2世の統治するパリでは宗教弾圧が激しくなるが、モレリはジュネーブのカルヴァンにしばしば手紙を書いてそのような状況を知らせている。自らにも危険が及びそうになると、ジュネーブに移住し、その地で結婚し、子供を得る。1555年長男の幼児洗礼に際しては、カルヴァンが代父になっていることから両者の親しい関係がうかがわれる。彼はパリとジュネーブをしばしば往来していたようで、1557年、礼拝中の新教徒が官憲に襲われた「サンジャック通り事件」についての詳しい報告をカルヴァンに送っている。彼は人文主義者としてはマキアヴェッリの「戦術論」のラテン語訳を出したり（1556年）、神学教育を受けたものとしては牧師間の神学上の争いを仲裁したり（1554年）、国王宮廷にもつながる人脈を持つものとしてはユグノー派貴族の政治的画策に加わったりしている（1558年）。そのような活動の中から彼はジュネーブの牧師たちの心証を害する裁判沙汰を引き起こしてしまう。

2. 牧師たちとの軋轢

1560年、フランス宗教改革史上、名高い、ユグノー派中小貴族による「アンボワーズ陰謀事件」が起きる。フランス国王一家を強硬カトリック派の手から奪還しようとの陰謀は失敗し、アンボワーズ城とその付近でユグノー派の加担者が多数処刑された。カトリック派はユグノー派大貴族やジュネーブが背後にあると疑惑の目を向けていた。フランスにいてこの事件に通じていたモレリはジュネーブに戻ったときに、ジュネーブ市当局から尋問を受けこの件について彼の知るところを語った。彼は尋問で語ったことを不用意にも知人に話し、この人がまた別の人に告げ、結局ベザ、カルヴァンの知るところとなった。モレリはジュネーブ牧師団が陰謀事件にかかわったとのうわさを広めたと受け取られ、モレリと牧師団の対決となってしまった。最終的にはモレリは有罪とされ、謝罪するが、彼が牧師たちの不穏な行動として語ったことは反論されることなく事実とされ、罰金も免ぜられ

ている。すべては秘密裏に扱われ表ざたになることはなかったけれども、この事件で牧師たちがモレリに対し、深い不信感を抱いたことは、このあとの事件の経過から見て確かであろう。特に大きな疑惑をかけられたシャンディユとベザが後に強硬にモレリの対立者となったことは注目される。

3. 「教会制度論」の出版と波紋

1562年春、リヨンの本屋から「キリスト教教会制度論」が出版される。モレリがこの書でスイスとフランスでの見聞を踏まえつつ¹⁹⁾、聖書の示す教会制度として神学的に展開した構想は、おりしも成立しつつあるフランス改革教会と真っ向から対立する側面を持っていた。内容については次章で見ることにして、ここでは事件の経過を追ってみよう。1562年4月、オルレアンで開かれた第3回全国シノッドにおいてこの書物が検討された。それはモレリの望むところであり、ジュネーブにおけるよりも好意的な評価がなされるものと期待していたようで、シノッドの判定に服する用意のあることを序文において表明していた²⁰⁾。またカルヴァンにも一書に添えて手紙を書き、意見をオルレアンのシノッドに送るよう依頼しているが、カルヴァンは答えていない²¹⁾。しかしモレリの期待していた牧師ヴィレは出席できず、スイスからはシャンディユとベザが出席し、議長に選ばれたシャンディユはベザの協力の下、モレリ説に好意的だった大貴族の何人かの説得に成功した²²⁾。モレリ自身何回も意見を聞かれ、議論に長い時間を費やしたが、「教会制度論」は断罪され、すべての教会の説教壇からその旨が告げられるとの決定がなされた。しかしモレリは承服できず、ジュネーブに戻るや、牧師団と真っ向から対立し、長老会によって論争好きの分派主義者として陪餐停止（破門）の処分を受けた²³⁾。

4. 和解の努力

彼はフランスに行くが、聖餐に参加できないことに苦痛を感じて、1564年4月27日、イル・ド・フランスの地方シノッドに自ら出席して、教会への復帰を願い出た。彼はフランス改革教会の現行の教会規則は聖書に基づいており、現在の状況に最もかなっていることを承認した。ただし将来においては自分の考えるものの方が良いとの留保をつけた上であったが。シノッドは彼に以後議論や宣伝をしないこと、「教会制度論」の誤りを訂正すること、ジュネーブとの関係をただすことを条件に教会への受け入れを決めた。彼の滞っていたクレルモンの教会の長老会は陪餐を許した。1564年5月18日、モレリはジュネーブ教会に謝罪の手紙を送るが、その内容はジュネーブを納得させるものではなかった。以後手紙を2度、3度と書くが効を奏さず、破門は維持された²⁴⁾。しかしモレリに好意的なユグノー派大貴族オデ・ド・シャティヨン（シャティヨン枢機卿）²⁵⁾の介入があつて、1565年7月パリで開催された地方シノッドで再び彼の件が取り上げられた。モレリは教会制度問題については沈黙を守り、既存の教会規則を尊重するとの意向を再び表明した。シノッドはもしジュネーブ教会が彼の前言撤回を十分と認めるならば陪餐を回復すると決定

した。シノッド議長のジャン・マロはオデ・ド・シャティヨンの意向を受けてベザに手紙を書き、理解を求めた。これにたいしベザはシノッドの和解的態度を厳しく批判する返事を書いた。この間にもモレリはジュネーブ牧師団に手紙を書いているが期待した結果は得られなかった。1665年パリで開かれた第5回全国シノッドでこの問題は再びとりあげられて、「教会制度論」は再び断罪された。モレリはジュネーブ教会の要求を満足させていないのでいかなる教会も陪餐を許してはならないと決定された²⁶⁾。

5. ナヴァル家の家庭教師問題

1566年8月モレリは、ユグノー派の王族で名目上ユグノー派の最高位にあるナヴァル家のアンリ（後のアンリ4世、当時12歳）の家庭教師に任命された。アンリの母親ナヴァル王妃ジャンヌ・ダルブレはその宮廷牧師バルバストや王立教授団メンバーであった神学者、ヘブル語学者サリニャック²⁷⁾の推薦を受けてこの人選を受け入れただけでなく、家庭教師としての彼の才能を高く評価した。このニュースに接したベザは驚愕し、すぐ筆を執ってナヴァル王妃に不満を訴えるとともに、ジュネーブ政府を動かして特別使節を派遣させた。モレリにとって不運だったのは、おりしもモレリの友人でオルレアンの牧師であったスロ・デュ・ロジエにあてた心情を吐露した手紙が、彼のあずかり知らない訴訟事件の結果、敵側の手に渡ってしまったことである。ベザらによれば「神の摂理」による発見とされたこの手紙には²⁸⁾、「レマン湖のジュピター」ベザたちに対する恨み、シノッドでいかにジュネーブの非難をかわしたか、また予定論を批判してジュネーブで物議をかもしたブノワ・ドラコスタに同意すること、さらにはシノッドを禁じていた王令の変更を願う改革教会の意向に反してそのような働きかけを王にしないようにとシャティヨン枢機卿に働きかけたことなどが書かれていた。オルレアンの長老会は代表としてヘブル語教授マチュー・ペロルドをナヴァル王妃の宮廷に送り、モレリは彼女の考えるような立派な人物ではなく、いかに偽りに満ちた破壊者であるかを訴えた。困ったジャンヌ・ダルブレは1566年11月23日宮廷にコリニー提督、シャティヨン枢機卿らユグノー派の要人、牧師を集め、彼らの前でモレリとペルトルドの対決討論を行なわせた。5日後、モレリは予定説を認めるとの書類に署名し、ベザらへの謝罪状を書き、家庭教師の職を解かれた²⁹⁾。これ以後4年間公的舞台から彼の名は消える³⁰⁾。

6. ピエール・ラムスの登場

1570年以降モレリの考えを代弁したのが著名な哲学者ピエール・ラムス（ラム）であった。1570年、亡命先のドイツからパリに帰り、講義を再開すると、ジュネーブと対立していた人々が彼の周りに集まった。彼もモレリ同様、教会共同体に与えられた権能を長老会が不当にも横取りしたと非難した。これに対し、1571年4月ラロシェルで開かれた第7回全国シノッドは議長ベザのもとに厳しく反撃した。当時なお長老選出を互選でなく教会員による選挙にゆだねていたモーの教会、ラングドックの数個の教会が教会規則に従うよう

に命じられた。ラムスは親しかったチューリヒのプリンガーに長文の手紙を書き、オルレアン・シノッドの決定では牧師に権能が集中しすぎていること、教会規則に反対するものを異端扱いしていることなどの不満を訴え、一定の理解を得た³¹⁾。ベザもまたプリンガーにパンフレットに匹敵するような長い手紙を書いて自らの立場を説明し、モレリやラムスを批判した³²⁾。1572年3月リュミニで開かれたイル・ド・フランスの地方シノッドにはピエール・ラムスとモレリが出席して、牧師・長老・執事の選挙と「予言」集会³³⁾について自らの見解を述べ、討論がなされた。「予言」集会については通常の礼拝のほかに聖書研究会が開かれ、信徒も参加して発言しても良いとされた³⁴⁾。全般的な結論を得ることができなかったため、全国シノッドの議題にすることを要望するとの決議がなされた。こうして1572年5月、ニームでの第8回全国シノッドで議事として取り上げられたが、従来の全国シノッドの立場が確認されただけであった。すなわちモレリらの提案は聖書の支えをもたないものとされ、現行の教会規則が確認されて、リュミニでの地方シノッドの決定は破棄された。モレリもラムスも全国シノッドには期待せず欠席したが、ジュネーブ方式と異なる教会制度を持つチューリヒの支持を期待して、沈黙を守らず発言を続けた。しかし1572年8月「サン・バルテルミの虐殺」においてパリとその周辺で迫害が激しく、ラムスはその犠牲となり、モレリはイングランドに亡命した。引き続き宗教戦争の中でジュネーブ流の教会制度が最終的に確立した³⁵⁾。

7. モレリの晩年

その後のモレリが絶え、少数の歴史家は渡英説を述べていたが大部分の歴史家はこれに否定的であった。1966年ジャン・ロットによってそれまでまったく知られていなかったモレリがイングランドで教会制度について論じたラテン語の草稿「De ecclesia ordine」³⁶⁾が発見され、そこに迫害を逃れて渡英したいきさつが書かれていたことにより、渡英説が確定した。彼は当時パリ駐在のイングランド大使であったウォルシンガムの世話でウェールズの貴族の下に身を落ち着けることができた。1570年代はピューリタンと国教会のあいだに教会制度をめぐる議論が激しさを加えたときである。カートライトが長老制を教え(1570年)、J・フィールドとT・ウィルコックスがパンフレットを出版し(1572年)、ホワイトギフトが反論した(1572年)。長老主義システムの擁護者W・トラヴァースの書も出回った(1574年)。モレリもある主教の求めに応じて新しい書を準備して論争に参加しようとしたらしい。しかしこの新たな「教会制度論」全8巻のうち3巻までの草稿が残っているのみで、出版されることはなかったと推定される。これは12年前に書かれた書物と同じ主題を扱ったものであるが、シャンディューらの批判を念頭において事柄によってはより詳しく展開していることや、主教の存在などでイングランドの状況に合わせていることが新しいが、基本線はほとんど変わっていない³⁷⁾。1577年エリザベス女王は反ピューリタンの姿勢を強めて緩やかな改革を目指していたカンタベリー大主教グリンダルを職務停止に処した。このような状況ではデモクラティックなシステムを擁護するモレリのような本

の出版は不可能となった。1578年第5次宗教戦争後、亡命者の帰国が許されたとき、モレリも帰国し、家族の財産の処理などにあたっていたことが諸文書からわかっている。しかし1584年以後、たぶん和平王令の取り消された1585年ごろふたたび渡英し、その地で死亡したと推定される³⁸⁾。

第3章 ジャン・モレリの思想³⁹⁾

1. 教会総会と長老会の権能

この書物は初め君主にささげる予定だったのでまず君主の宗教上の義務から論じ始める。カルヴァンの考えに忠実に世俗権力と教会に与えられた権能を区別した上で、君主には教会を保護し、外的秩序を維持する役割を与える。神の言葉を告げ、教会訓練を行うという教会の内的生活への介入は許されないことをカルヴァンと同じ断固たる調子で強調する⁴⁰⁾。しかし教会に留保された霊的領域の治め方において、モレリはカルヴァンやその後継者たちと別れる。ジュネーブ教会やフランス改革教会では霊的統治を担うのは各個教会に置かれた牧師、長老、執事からなる長老会である⁴¹⁾。これに対しモレリは担い手を教会の民全体であるとする。フランス改革教会の場合、その創設時には多くの教会は教会員の中から長老、執事、時には牧師をも選挙で選んで独立の教会となった経験を持っている。しかし、いったん設立した後では長老会の内部で互選により後継者を選び、教会員の承認を得ることが規則となった。モレリはこの教会創設時のやり方には永久に変えてはならない真理があると考え、これに固執する⁴²⁾。キリストは本来彼のものである権能を教会に与えたが、それは一部の人ではなく、教会全体に与えたのである。したがって教会の権能を長老会に委譲させることはできないのであって、常に教会の民の集会で行使されなければならない⁴³⁾。同様に教会訓練の問題においても、破門を施すのは長老会ではなく教会の民全体の集会によらねばならないことになる。戒規の古典的な典拠であるマタイ18章17節の「教会に申し出なさい」の教会はモレリによれば長老会ではありえず、教会全体ということになる⁴⁴⁾。すべてを教会の民の総会で決めるとなると長老会は不必要となるのか。彼はそうは言わず長老会に一定の重要な役割を認めている。

2. 教会総会と長老会の役割

長老会は必要に応じて作る便宜的なものではない。古代イスラエルでモーセを助けた70人の長老に由来する（民数記11章16～17節）神的な制度であるが⁴⁵⁾、その権能についてはローマの国制の例から説明する。ローマでは民に最高権力があり、元老院は部分的管理を担当したように、教会では最高の権能はキリストから教会＝民に託されているが、通常の権能は長老会に与えられている。その役割は第1に船の舵のように教会の民の歩みを見張ること、第2は民の共同体に起こりがちな混乱を避けるように図ることである⁴⁶⁾。したがって教会の総会に際しては、あらかじめ長老会の中で予備討議を行って議事の準備をする。総会の中で議事が誤った方向に向かっていると思われたときには、神の言葉を思い起

こさせ、時には決定の再考を促すというように、自らの權威に基づいて介入するのである⁴⁷⁾。ペザが批判した「群衆の支配」にならないように配慮するのが長老会の重要な役割である。長老会メンバーは2年任期で再選も可とする⁴⁸⁾。教会総会は月に1、2回、日曜日を使って審議時間は2時間以内としている。シャンディューは討議すべき問題は多くて、全員が頻繁に集まることは不可能であると批判しているが、モレリは扱うべきことは多くないと考えている⁴⁹⁾。総会での議事をより有効なものとするためにモレリは「神をおそれ、賢く、聖書に通じた者」からなる「賢人会」のようなものを長老会とは別に考えている。彼らは長老会と相談することなくあらかじめ議題について相談し、総会で示す。もちろん結論を言うためではなく議論のよりよいきっかけをあたえるのが役割とされる⁵⁰⁾。シャンディューは聖書に前例がないとして批判したがモレリはモーセは70人の長老の集まりのほかに部族長を集めていると民数記10章4節をあげて答えている⁵¹⁾。

3. 参加資格と決定の方法

総会に参加できる資格についてモレリは信仰告白と教会規則を署名して受け入れた15歳以上の男子としている。さらに除外されるものとして、投機的商人、偶像崇拜者、星占いをする者、賭け事をする者などをあげている⁵²⁾。参加者の中には偽善者が混じるのではないかと懸念に対して彼はあまり問題にしていない。教会制度が本来のキリストの与えたままに回復すれば偽善者をコントロールできるし、偽善者は教会にダメージを与えることなく静かに去るであろうとみている⁵³⁾。

すべては会衆の多数決で決定されるのか。モレリ批判者はそのように理解し、批判したがこれはモレリの考えではない。彼に言わせるとフランス改革教会こそ長老会でもシノッドでも多数決で決しているが、これは偽善のしるしであるとする。

「彼らは多数決について私を口汚くののしる。彼らの誠意を疑わざるをえない。私は投票数を数えろといったことはなく、勘定に入れろといったのである。私が望んだのは大きい部分が意見を言う権利であるが、それもあくまで神の言葉が重んぜられる限りにおいてである。全教会、全公会議が多数決で決めたとしても神の言葉が尊重されるべきであることと同じである」⁵⁴⁾

多数決が正しいとは限らないのはアリウス主義論争の例に見るとおりである。キリストは教会全体に権能を与えたのであるから多数決といえども教会の一部である限り全体を代表し得ない。多数が勝つのでなく、より良い部分が勝つべきなのであると彼は続ける。また多数決は真の平等ではないとアリストテレスによりつつ述べる。多数決の基である算術的平等を否定して、比例的平等すなわち「各人の全体における釣り合いと資質を勘定にいれる」ことを正しいとする⁵⁵⁾。

それでは意見が対立し紛糾が生じた場合はどうするのか。彼はこれに直接は答えず、それは間違った問題提起がなされた結果だと見る。彼によるとひとたび教会制度が確定し、正しく運営されるならば、聖霊が必要なハーモニーをもたらす。その結果最も賢明な経験

ある者の意見が発言され、聴く者はこれに従う。古代においても現代においても、すべて終わりのない論争を避けるただひとつの手段は主イエス・キリストの定めた唯一正しい教会制度を導入することである。ひとつの教会内だけではなく距離的に離れた教会間にも聖霊は一致をもたらす。一致を初めから目標にしなくても正しい教会制度を確立しさえすれば、一致は教会の基本的性格として保証されるのである⁵⁶⁾。このような聖霊による秩序への絶対的、神秘主義的信頼をモレリは各所で示している。

4. デモクラシーと混合政体論

君主や教会権力者によって奪われた教会の全権能を教会にすなわち信徒の集会にとりもどし、会衆が教義を判断し、牧師や長老を選び、教会訓練を行い、長老会やシノッドには最終決定権を与えないというモレリの考えは反対者からデモクラシーあるいはオクロクラシーの名で批判された。しかし前節で見たように多数決を認めず、群衆の支配を防ぐ手段として長老会の役割を重視していることから、デモクラシーの語が必ずしも当を得ていないことがわかる。さらにモレリをデモクラットと言いがたいことは彼の依拠したアリストテレスからもいえる⁵⁷⁾。アリストテレスによれば、デモクラシーは全体の利益を無視して自分たちの利益のみを目指す、多数者支配の墮落形態であり、多数者による全体の利益をはかる政体はポリテイアと呼ばれて区別された⁵⁸⁾。また多くの論者は君主制、貴族性、ポリテイアを組み合わせた混合政体を理想としているが、モレリの理想とする国家形態もまたポリテイアをふくむ混合政体であった。すなわち一人による統治（君主制）、少数者による行政（貴族制）、公権の最終的所在は多数者にある（ポリテイア）とするが、世俗世界では人間の弱さと悪意から分裂を余儀なくされ、理想の統治形態は存在し得ないと見た。彼は人類が願った理想の統治は、霊的な支配の実現するキリストの王国で、すなわち新しい義に生まれ、聖霊によって聖化された人々からなる教会でのみ実現すると考えた。それは霊的な統治であり、混合政体である。すなわち教会ではキリストが王であり神の言葉、神の知恵によって支配し（君主制）、長老、牧師が一般的な行政を担い（貴族制）、教会に託された権能の最終的行使は信徒全体によるものである（ポリテイア）⁵⁹⁾。16世紀に政治を論じるものでアリストテレスを参照しないものはないし、ドゥニによると混合政体論も15世紀の公会議主義者によって論じられ、宗教改革者の中でもブツァー、フェルミグリ、ヴィレが論じ、積極的な評価を下していた。カルヴァン自身これを良く知っていたが教会論に適応することはなかった⁶⁰⁾。モレリの対立者ベザにおいてもエラストゥスとの論争の中では混合政体論を用いている。ベザによれば混合政体の3要素を構成するのは王であるキリスト、キリストの霊的権威を代表するのは貴族である長老会、そしてポリテイアはキリスト教的為政者によって代表されるので、民は何の権力も行使しない。モレリとの対立点はしたがってキリストの権威を代表するのが長老会か、民の全体である総会かという点であった。聖職者、あるいは牧師、長老は執行権力であり、本来の権力は教会全体にあると考える、公会議主義者やブツァー、ヴィレら宗教改革第1世代にくらべて、長老会

の神聖な側面の高揚という意味でベザの立場はかなり独自なものであったことがわかる⁶¹⁾。

5. 個々の教会を超える組織

キリストは彼の名によってひとつに集まっている具体的な群れにのみこれを助けることを約束したのであるから教会に与えられた力は他に移譲し得ないとモレリは考え、長老会もシノッドも教会の名で権力を行使しえないと結論した⁶²⁾。それではシノッドには何の役割もないのか。彼は権限の移譲を伴うヒエラルキー的秩序は拒否するが、個々の教会を組織すること自体には反対しないだけでなくかなり重要な役割を与えている。個々の教会は平等であっても、責任の度合いの違いの存在することも認めている。教義に関すること、特に異端関連のことにおいては、個々の教会で扱わずにより広域の集まりを考えている。フランス王国の裁判区であるバイイ裁判区⁶³⁾をひとつの単位として、この内部にある諸教会が中心都市にある母教会 *église matrice* に集まって合同で討議する。このために2年任期の議長を選出する⁶⁴⁾。またバイイ裁判区の牧師たちは20人ぐらいを単位に牧師会を組織し、毎週集まって聖書を学びあい、各教会の問題を話し合う。この会にも議長と役員を置く⁶⁵⁾。以上はフランス改革教会でいえばコロックにあたるものとして考えられている。次に地方教会会議（地方シノッド）が考えられており、毎年あるいは2年に一度開かれる。これは教会の教理、リタージ、規律上の一致を保つためであるとされ、教会で生じたあらゆる困難な問題が討議される。必要な場合は政治的行動も考えられており、「激しい怒りや許しがたい暴力を伴う」大きな混乱に際して、為政者への諫言を作成する⁶⁶⁾。必要に応じて全国シノッドや全世界教会会議も考えられているが詳しい叙述はない⁶⁷⁾。どのレベルにおいてもフランス改革教会とちがって最終的決定権は個々の教会に属し、教会会議は個々の教会に対して提言するだけである。しかしモレリの期待するところはもしキリストの教えた教会制度に忠実ならば、一致と和合が自然に生まれ、個々の教会と普遍的教会は神秘的に一致することであった⁶⁸⁾。

第4章 支持と反発の理由

この小論では多くの他のテーマや神学的な細かい議論を紹介するにいたらなかったが、最後になぜモレリが一定の支持を得ることができたのか、また逆に強い反発を受けたかについて歴史的状況から考えてみたい。

まず彼の教会制度論の中心にある個別教会の権利の主張は新奇なことではなく、部分的には各地の教会で行われていた実践を踏まえた議論であった⁶⁹⁾。特にフランスの特殊事情としてドイツ、英国、スイス、北欧諸国など既存の教会が部分的あるいは全体的に宗教改革を受け入れた地域と違って、敵対する諸勢力に囲まれつつ、既存教会の傍らに宣教の成果として教会が築かれたので、当然のことながら自覚的な信仰告白者の教会としての側面が強かった。牧師、長老、執事の選挙は教会の創設時にはどこでも行われていただけに、

フランス改革教会の成立とともにこれを放棄することに一定の抵抗があったことは当然であろう。またロンドン、ストラスブール、フランクフルト、ヴェーゼルなどの外国人亡命者教会では牧師の選出に教会員の参加があったし、「予言」集会に信徒も参加し教理について議論することも行われていた。これらの諸経験の集大成としてモレリの思想が受け取られたのでないか⁷⁰⁾。

次に大貴族の中にモレリの支持者が多くいたことには、個人的な面識を超えた理由があったろう。彼らは自分の領内の教会や個人用礼拝堂をめぐる宗教生活を自由に組織する自由を求め、長老会やシノッドへの牧師派遣なしに済ますことに不都合を感じなかったであろう。第1回全国シノッドの開催にカルヴァンが非常に消極的であったことが知られている。在仏イングランド大使のエリザベス女王への報告によると、このシノッドを求め、信仰告白の制定に積極的だったのはユグノー派大貴族だったという。自前の信仰告白をフランス王に提出し、シノッドを背景に党派としてのユグノーの力を示したいとする政治的思惑を見たカルヴァンは簡単に賛成できなかったのであろうとレオナルドは見ている⁷¹⁾。とするとユグノー派大貴族にとっては政治的活動の自由を確保するためにも、ジュネーブの影響力の強い教会制度よりもモレリの制度をより組みし易いと感じたのではないか。また宗教問題より政治的統一を優先する、のちのポリティーク派的な考えを持つ貴族は集権的教会組織は国家内国家になりかねないと危惧しモレリを支持したかもしれない⁷²⁾。

さらに新しく創設された教会制度をスイス風、外国流として嫌い、モレリのほうにフランス的性格を見た人もいたのではないか。第1回全国シノッド以前のポワティエ教会や第3回オルレアン全国シノッド前後のいくつかの教会でジュネーブから派遣された牧師の指導に反発する紛争が起きているのはその現われと見られるのではないか⁷³⁾。

モレリへの強い反発はどこから来るのであろうか。まず彼の本が書かれ出版されたタイミングの問題がある⁷⁴⁾。モレリはパウロにならってフランス改革教会の子供時代は過ぎた。ここまでは長老会の指導の下でよかったにしても、今こそさらに前進すべきときであるとして、自らの構想を示したのである。1562年1月にいわゆる「1月勅令」が出され、プロテスタントの礼拝や牧師の存在が王権によって認められた。彼が著書を執筆していたころは、フランスの状況が非常に明るく見えた時期と重なっている。今こそ年来の構想実現の時として執筆を急いだことであろう。ところがカトリック強硬派の「1月勅令」に対する反発は強く3月1日にギーズ公による「ヴァシーの虐殺事件」が起きて、宗教戦争前夜の緊張が走り、3月13日コンデ公によってユグノー軍が動員され戦争に突入する。モレリの本はこのころに出版された。プロテスタントにとって生きるか死ぬかが問われているときで、学問的、神学的議論をするときは思われなかったであろう。さまざまな危険と困難を乗り越えてやっと成立したフランス改革教会の指導者たちにとっては、危機の時に各教会にオートノミーを与えてしまうならばまた混乱と危険を招くだけと見えたであろう。

フランスで作られつつある長老会、教会会議の権威を強化することにこそ、教会の生き残りがかかっていると考えた人々にとって、モレリの提案は細かく精緻になされているに

しても具体的な牧会経験のない者による非現実的、ユートピア的幻想としか見えなかったであろう⁷⁵⁾。

また両者の対立はプロテスタンティズムがやがてはフランス王国の臣民の大部分を獲得するであろうと考えた改革教会指導者と少数派の道をとらざるを得ないとすでに考えた者の違いとしても見るができるかもしれない⁷⁶⁾。モレリの構想は小範囲では機能したとしても、フランス王国の規模で教会形成を考えている人々にとっては無理としか見えなかったであろう。

注

- 1) Jean Morély, *Traité de la discipline et police chrétienne*, Lyon, 1572 Réimpression anostatique, Genève, 1968 (以下「教会制度論」あるいは《Traité》と略す)
Discipline の語には広狭両義がある。狭義では道德上、信仰上の問題のある人を正すことまたその規定をあらわし、「規律」、「戒規」、「教会訓練」などの訳語があてられる。広義には教会組織の諸規則、その法令集を意味し、モレリはこれを意識して広義で用い、しかも discipline と police を同義としてしばしば言い直しているのでわれわれは一語で「教会制度」と訳した。
- 2) 邦語文献で多少なりともモレリに触れているものとして
J. H. リース「改革教会の伝統」1989、新教出版社、p.206f.
渡辺信夫「教会の会議」1982、改革社、p.32f.
- 3) Philippe Denis et Jean Rott, Jean Morély et l'utopie d'une démocratie dans l'église de Genève, 1993 (以下 Denis et Rott と略記) この本の後半には Annexes として多数の関連史料が収録されている。
- 4) Ibid. p.94
- 5) Ibid. Annexe IV p.263
- 6) Antoine de La Roche Chandieu, *La confirmation de la discipline ecclésiastique*, Genève, 1566 われわれはこれを参照することはできなかった。
- 7) Denis et Rott, p.95
- 8) Ibid. p.98 の引用による
- 9) Ibid. p.101
- 10) Ibid. p.102
- 11) Ibid. p.102f.
- 12) E.et E. Haag, *La France Protestante*, t.VII, Paris, 1857, p.505～507
- 13) *Encyclopédia des sciences religieuses*, t.IX, Paris, 1880
- 14) Haag, op. cit. p.505f.
- 15) E.G.Léonard, *Histoire générale du protestantisme*, t.II, Paris, 1961, p.115f.
- 16) Robert H. Kingdon, *Geneva and the Consolidation of the French Protestant Mouvement*, Genève, 1967
- 17) 前掲の共著のほか二人にはそれぞれ次の論文がある。
Philippe Denis, “Penser la démocratie au XVIe siècle : Morély, Aristote et la réforme de la Réforme”, dans B.S.H.P.F. t.137 1991

- Jean Rott, “Jean Morély, disciple dissident de Calvin et précepteur malchanceux d’Henri de Navarre” dans Jean Rott, *Investigationes historicae*, t.II, Strasbourg, 1986, p.63～81
- 18) 以下の歴史的経過は主に Rott, op. cit. と Denis et Rott による。
 - 19) スイスでは特に Viret のもとでヴォー地方の教会制度に学んだことが重要である。
 - 20) *Traité*, 序文、f.A4r
 - 21) Denis et Rott, p.57
 - 22) ユグノー派の主要リーダーの一人であった Jean de Larchevesque ら。Cf. Denis et Rott, p. 59
 - 23) Ibid. p.59f.
 - 24) Ibid. p.60f
 - 25) おじのモンモランシー大元帥の力で16歳のときに枢機卿のタイトルを得ていた。後にユグノー派貴族の中心となるシャティヨン3兄弟の一人で、コリニー提督の兄。
 - 26) Denis et Rott, Annexes VII, VIII
 - 29) ナヴァル王妃は家庭教師としての彼の才能を深く愛し、次の教師の決まるまでとしてなお数週間彼を手元に置いた。ベザへの手紙で「彼はむすこに勉強への興味を持たせることに成功し、3, 4ヶ月で前の教師が7年かけてしたことより大きな成果をあげました」と未練を残し、残念がっている。Cf. Kingdon, op. cit. p.83, note1
 - 30) この時期は第2次、第3次宗教戦争と重なり、全国シノッドも開催されていない。
 - 31) Kingdon, op. cit. p.102
 - 32) Ibid. p.102f.
 - 33) ツヴィングリが1525年チューリヒで始めた聖書研究会は1コリント14：29-31にちなんで *Prophezei*「予言」の名で呼ばれた。これにならってバーゼル、ベルン、ストラスブル、ジュネーブさらにはフランス、イングランドでも行われるがその内容は土地によって差があった。チューリヒでは牧師、神学生を対象としたアカデミックな聖書の公開講義でギリシア語、ヘブル語の知識が必要であった。ジュネーブでは *congrégation* の名で行われ、信徒の出席も認められたが主な目的は牧師間に教理の一致を保つための継続教育であった。イングランドでは *prophesying* と呼ばれ、ジュネーブに近いものであった。ロンドンやフランクフルトなど外国人亡命者の教会では牧師中心ではなくて全信徒のためであった。Cf. Denis, “La prophétie dans les églises de la Réforme” dans *Revue d’histoire ecclésiastique*, t.72, 1977, p.289～316
モレリは正統教理の保証に役だつとして、すべての信徒がまねかれ、発言も自由であるとしている。Denis et Rott, p.183
 - 34) Kingdon, op. cit. p.107
 - 35) Denis et Rott, p.70
 - 36) Jean Morély, *De ecclesiae ordine atque disciplina libri Octo*ber 内容のレジメが Denis et Rott, Annexe XI にある。
 - 37) Denis et Rott, p.75ff.
 - 38) Ibid. p.83ff.
 - 39) 本稿では教会制度論の一部しか扱い得ないので全4巻347ページのテーマの概要を以下に示す。

第1巻 為政者の宗教上の責任、純粋な福音の教えを配慮するとともにキリストの教え

た正しい教会制度を復興することの必要

第2巻 ふさわしい教会制度、教会の権能、教理の判断、破門、予言集会

第3巻 牧師、長老、執事の職務と必要な資質、選出と罷免、女執事

第4巻 教会間の交わり、牧師会、地方シノッド、全国シノッド、教会財政、救貧制度、学校と教育、カテキズム、図書館

- 40) Denis et Rott p.52f.
- 41) 長老会の構成に執事を入れるか入れないかで二つの流れが今日まである。ジュネーブでは入っていないがフランスでは入っている。cf. 沢 正幸「長老制とは何か」1992、新教出版社 p.47f
- 42) Denis et Rott p.525
- 43) Traité p.81 cf. Denis et Rott p.171
- 44) Traité p.118 cf. Denis et Rott p.187
- 45) Traité p.247 cf. Denis et Rott p.165
- 46) Ibid.
- 47) Ibid
- 48) Traité p.282f. cf. Denis et Rott p.165
- 49) Denis et Rott p.166
- 50) Traité p.115, cf. Denis et Rott p.167f.
- 51) ルマンの教会の事例を参考にしたのではないかと Roussel や Denis は見ている。ルマンではある時期、風紀を扱う戒規長老会と教会行政一般を扱う秩序長老会があった。Cf. Denis et Rott p.9, p.168
- 52) Traité p.119, cf. Denis et Rott p.160f.
- 53) Traité p.110, cf. Denis et Rott p.163
- 54) Denis et Rott p.169f.
- 55) Traité p.278, p.298 cf. Denis et Rott p.170
- 56) Traité p.41, cf. Denis et Rott p.174
- 57) Traité p.183, cf. Denis et Rott p.132f.
- 58) アリストテレス「政治学」第3巻7章（山本光雄訳 岩波文庫 p.138）
- 59) Denis, op. cit., p.375
- 60) Denis et Rott p.145f.
- 61) Denis et Rott p.149
- 62) モレリによれば教会における代議制自体がスコラ学者による最近の発明で古代教会にはなかったとするが、Denis は最近の研究もこの事実を確認しているとしている。Cf. Denis et Rott p.172
- 63) バイイ裁判区 bailliage の数はフランソワ1世の治世の終わりのころ（1547没）、97であった。cf. M.Marion, Dictionnaire des institutions de la France, Paris, 1972, p.32
- 64) Traité p.284, cf. Denis et Rott p.166f.
- 65) 議長と役員の名称が doyen, juré となっており、スイスのヴォー地方の制度と名称、内容とも似ているのでヴィレのもとで学び取ったと Kingdon (p.61), Denis (p.200) とも見ている。
- 66) Traité p.286f. Kingdon op.cit. p.55
- 67) Traité p.300f., cf. Denis et Rott p.201

- 68) Traité p.199, cf. Denis et Rott p.302
- 69) 以下フランス改革教会についての記述は Léonard の前掲書に拠る。
- 70) Rott op. cit. p.71
- 71) Léonard op. cit. p.99f.
- 72) Denis et Rott p.58
- 73) Léonard op. cit. p.92, p.115
- 74) Denis et Rott p.158, Rott op. cit. p.70
- 75) Denis et Rott p.208
- 76) Denis et Rott p.11 (Roussel の序文)